

「JAS規格の制定・見直しの基準」の改正について

I JAS規格

- ◆ JAS規格は、国が一定の農林物資の品質について望ましい基準を定め、多くの事業者がこれに則した取組みを行うことにより、品質の改善等を全国レベルで図ろうとするもの。
- ◆ 基準を普及すべき物資等は、社会経済情勢の動きを受けて大きく変化。これまでも、時代に則したJAS規格となるよう、様々な指摘等があり、適宜必要な措置を実施してきているところ。

* 国が定める規格の性格を次の2つに分類した場合、JAS規格は②に該当(一部、有機農産物等について①として義務化)

- ① 遵守が義務付けられる規格 〈JAS法に基づく品質表示基準、食品衛生法に基づく食品・添加物等の規格基準等〉
(※国際的には、表示の基準も規格として位置付け)
- ② 遵守の義務はなく、事業者の意志に委ねられている規格 〈JAS規格等〉

(なお、このほか、事業者等が定める業界ガイドライン、公正競争規約等あり)

(参考)過去の指摘等

農産物の検疫・検査、規格等に関する行政監察結果に基づく勧告

(平成10年1月)

- 「既に制定されているJAS規格についても、i) 規格の普及が低調なもの、ii) 限定された業者間の取引価格を決定するための規格として活用され、しかも取引方法が既に定着化しているものなど、引き続きJAS規格として存続する意義のないもの等については廃止・見直しを行うこと。」

農林物資規格調査会基本問題委員会報告書

(平成10年10月)

- 「既にその役割を達成した、あるいは生産量が著しく低下したと認められる品目の規格については、すみやかに廃止すべき。」
- 「「ものの規格」という制度当初の考え方のみでは、規格に対する現在のニーズに対応できなくなっている。」

JAS制度のあり方検討会報告書

(平成16年10月)

- 「既存のJAS規格においては、「特色規格」、「標準規格」、「等級別規格」、「業務用取引規格」の要素が混在しており、規格の性格が明確でない品目が多い。」「個々の規格の性格を(「特色規格」又は「標準規格」に)明確に整理、分類していくべきである。」「個々の規格の性格について、…明確に整理できないものについては…廃止を検討することとする。」
- 「新たな社会的ニーズにより一層的確に対応していくため、…新たなタイプのJAS規格の制定を可能とするような枠組みを検討していくこと。」

Ⅱ 現行の「制定・見直しの基準」

- ◆ JAS規格がニーズに即応したものとなるよう、不断に制定・見直しを行っていく必要。この際、個々の規格について制定・改正・確認・廃止を判断する基準が重要。
- ◆ このため、JAS調査会では、平成17年に、個々の規格を審議するガイドラインとして「JAS規格の制定・見直しの基準」を策定。

* JAS規格の制定等を判断する基準

平成9年

「JAS規格の見直しについて」

- ① 生産、流通量が大きく減少し、品質保証の重要性が大きく減じたもの
- ② 取引際の価格決定の目安、購買の条件等としての統一的な規格が必要とされることが極めて少なくなったもの
- ③ 過去10年間格付実績が全くないものについては規格を廃止。

平成13年

「JAS規格の制定・見直しの基準」

- ① 製造業者等が多数存在し製品の種類ごとの品質に大きな格差があるもの、消費者等から強い要望があるもの等については、規格の制定を検討。
- ② 製造業者等が限定されている規格、販売額が減少している規格、一の都道府県以外では格付されなくなった規格、格付率が著しく低い規格については廃止を検討。

平成17年

新しい「JAS規格の制定・見直しの基準」

(次頁参照)

なお、平成21年に品質表示基準の見直しに関する事項を削除

(参考)「JAS規格の制定・見直しの基準」

I JAS規格の制定・見直しの基準

1 規格の性格の明確化

規格の制定又は見直しはその性格(特色規格又は標準規格)を明確化した上で検討する。

その際、当該製品の生産状況(製造業者数、小売販売額、品質の実態)、規格の利用実態(格付率、他法令での引用等)及び国際的な規格の動向を考慮する。

(1)特色規格

製品の品質(品位、成分、性能等)、生産・流通プロセス(原材料、製法等)が、当該品目の標準的な品質・プロセスと比較して相当程度明確化しており、特色があると認められるもの。

この場合、JASマークに近接して表示することを推奨する特色の内容を定める。

(2)標準規格

次のいずれかのもの。

ア 原材料用に業者間で取引される品目で、一定の品質が期待されるなど、取引の単純公正化に資する観点から標準が必要なもの

イ 消費者が調理等の材料とする品目で、一定の品質が期待されるなど、使用の合理化に資する観点から標準が必要なもの

ウ 最終製品として直ちに使用・消費に供される品目で、一定の品質が期待されるものや、類似の名称の製品が存在するものなど、消費者保護の観点から名称や品質の標準が特に必要なもの

2 規格の制定の基準

次の場合に規格の制定を検討する。

ア 消費者、実需者、生産者又は製造業者から強い要望があり、特色規格及び標準規格のいずれかに該当する場合

イ 国際的規格の動向や消費者ニーズへの対応等政策的な必要性が認められる場合

3 規格見直しの基準

(1)廃止を検討するに当たっての基準

「特色規格」又は「標準規格」と位置付けることができない規格は廃止を検討する。

ただし、規格改正により「特色規格」又は「標準規格」と位置付けることができることを客観的に明示できる場合は、改正する方向で検討するものとする。

(2)改正を検討するに当たっての基準

規格の改正は次の観点から検討を行う。

ア 消費者向けの規格

良質な製品を提供する観点(原材料の増量材的使用の制限、まがいものの防止等)及び消費者ニーズに対応した製品を提供する観点(製品の特性を踏まえ、食品添加物の使用を必要かつ最小限とする等)

イ 実需者向けの規格

性能規定化(強度、耐久性等の材料の性能に着目した規格の導入)、等級化等取引の合理化を図る観点及び実需者に良質な製品を提供する観点

(3)確認

廃止又は改正を行わない規格は、確認するものとする。

II その他

1 他法令に基づく基準等を引用している場合のこれら基準改正に伴う形式的なJAS規格改正は、調査会部会を経ずに調査会総会で議決することができることとする。

2 規格の廃止、又は改正に際しては、包装資材の在庫の状況等当該規格に係る製品の生産又は製造の実態を考慮し、必要な経過措置を設けるものとする。

3 この基準は、平成21年9月1日から施行する。

Ⅲ 「制定・見直しの基準」の改正

- ◆ 現行の「JAS規格の制定・見直しの基準」(「基準」)を制定して6年余が経過。
- ◆ 「基準」は、平成15・16年の2年間、「JAS制度のあり方検討会」(各分野の代表18名の委員で検討)において精力的に議論した成果を基に策定したもので、個々の規格の制定・見直しを判断する際の観点を網羅的に規定。
- ◆ このため、今後のJAS規格の制定・見直しにおいて、引き続き現行の「基準」をベースとして判断していくこととし、その上で、次頁以降の考え方から、以下の点に立って、「基準」に必要な修正を加えることとしてはどうか。

- ① 存廃の判断基準の明確化
- ② 遵守義務のある規格等との関係整理
- ③ 新しい切り口の規格の検討

①存廃の判断基準の明確化

- ◆ 現行の「基準」は、規格の役割・コンセプトが不明確となっているとの「JAS制度のあり方検討会」の指摘を踏まえ、規格の「性格」の明確化(特色規格か? 標準規格か?)に力点を置いて規定。
- ◆ このため、規格の「性格」を決める観点について詳しく記述しているものの、規格としての「必要性」については「標準が必要なもの」等と規定しているだけで、明確な判断基準が示されていない。
- ◆ これまでのJAS規格に対する指摘等も踏まえ、例示等により存廃の判断基準をより明確化。

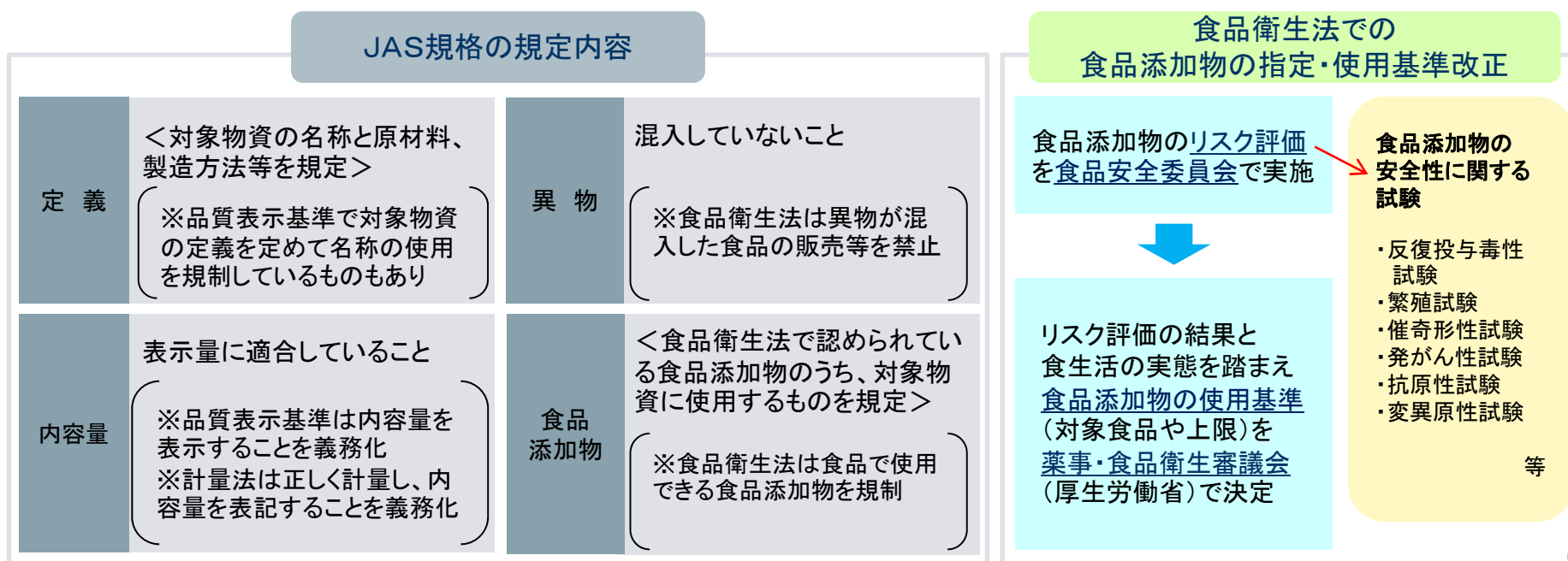
JAS制度のあり方検討会報告書(平成16年)より

個々の規格の性格について、「特色規格」又は「標準規格」に明確に整理できない規格は、廃止を検討することとする。

具体的には、①現行の製品のほとんどが期待される品質に到達しており品質の格差が小さい、②消費者の嗜好が多様化し特色の明確化を行う統一的な尺度が存在しない等の理由で「特色規格」とすることが困難な場合、又は①マーケットが継続的に縮小している、②規格や認定の技術的基準がJASマークの貼付の有無にかかわらず生産、取引又は使用の際に一定のスタンダードとして機能しなくなっている、③消費者保護の観点から名称・品質の標準の必要性が特に認められなくなっている、等の理由で「標準規格」をすることが困難な場合は廃止の方向で検討する。

② 遵守義務のある規格等との関係整理

- ◆ JAS規格の内容の一部は、遵守義務のある規格等と大きく関係。
- ◆ 多くのJAS規格では対象物資の「内容量」・「異物」についての基準等が定められているが、これらについては、そもそも、遵守義務のある品質表示基準・計量法・食品衛生法で規制。
また、「食品添加物」も、食品衛生法で規制されており、これと別にJAS規格で食品添加物を判断・指定して普及していくのではなく、例えば使用している食品添加物についてその使用目的等を示して「必要かつ最小限」としていることの説明を事業者がホームページ等で消費者に伝えていくことを促していくことが重要ではないか。
- ◆ 遵守義務のある規格等との関係を踏まえて、「基準」を修正。



③新しい切り口の規格の検討

- ◆ JAS規格は農林物資の品質についての基準を内容として制定されるものであるが、これまで、加工食品の成分等に着目した内容を中心に制定。
- ◆ 社会経済の変化等を踏まえ、上記の切り口のみならず、新しい切り口の規格(従来の「標準規格」・「特色規格」とは必ずしも性格が同じでないものも含む)を検討できないかを「基準」に位置付け。

過去の指摘等(例)

農林物資規格調査会基本問題委員会 報告書 (平成10年10月)

○「従来の規格の定義にこだわらず、国際的なフォーマットを踏襲し、分析方法(成分の測定方法など)や品質システム(製造過程の基準など)等の規格も制定できる制度に改革する必要がある。」

JAS制度のあり方検討会報告書

(平成16年10月)

- 「従来JAS規格の対象に含まれていなかった品目についてのJAS規格や、飲食料品や林産物の品目横断的な品質又は生産プロセス等の特色に関する新たなタイプのJAS規格の制定については、……対応していく必要があると考えられる。」
- 「加工食品の原料となる野菜・果物等、生鮮食品についてのJAS規格を広く制定していくことを検討する必要がある。」
- 「現行のJAS規格制度を活用して飲食料品等の情報開示を促進することを検討すべきである。」

食料・農業・農村基本計画

(平成22年3月)

○「インターネット通信販売等における食品情報の標準的な提供方法等新たな規格について検討し、可能なものからJAS規格化する。」